

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業及び土地改良事業に係る換地処分の公告がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書，要約書，地図の写し等が発行されませんので

ご注意願います。

ご不明な点は、当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和2年2月10日から 令和2年5月29日まで (予定)	豊川市大木町新町通，同荒屋， 同市一宮町下新切 以上の各一部 (豊川出張所管轄)	土地区画整理事業
令和2年4月1日から 令和2年7月1日まで (予定)	岡崎市東牧内町，同市上佐々 木町，同市渡町，同市筒針町 以上の各一部 (岡崎支局管轄)	土地改良事業